

## 第20回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成29年6月26日（月）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 それでは、ただいまより第20回行政手続部会の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしく願いいたします。

○大槻参事官 それでは、御説明いたします。

まず、資料1-1をごらんください。入札・契約に関する議題ですけれども、前回の、ちょうど1週間前、6月19日でしたけれども、その際は、資料のタイトルは取組の考え方（案）としておりましたけれども、内容的には考え方だけでなく、各省庁が実際に取り組む必要がある事項を具体的に記載しているものと言えますので、表題を「入札・契約に関する取りまとめ（案）」というように修正して、本日、諮ったところでございます。

前回の部会の資料からの変更点を中心に御説明いたしますと、1ページ目の、入札・契約に関する手続の所管のところ、ここは変更はございません。

2ページ目、3ページ目、契約の種別の簡素化の取組ということで、物品・役務のところでございますけれども、ここも訂正箇所はございません。

4ページ目、課題と対応というものがあります。課題として、真ん中に「入札について」というものがありますけれども、ここの3つ目のポツですが、「入札結果に関する情報が入手しにくい」とありまして、これは前回の資料のときには【P】がついていたのですが、前回の部会以降、関係省庁に確認したところ、一部の情報がホームページで公表されていないことが分かりましたので、【P】を外しています。

一番下の【対応】のところですが、こちらは前回、1つ目の○につきまして【P】がついていたのですが、その後、調整を進めまして、案文を書き直したところです。読み上げますと、「調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める」と。ここであります内閣府というのは規制改革推進室のことで、内閣官房とありますのはIT総合戦略室のことを指しております。「その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする」ということで、これは前回の部会のときにも、5月30日に閣議決定されました官民データ活用推進基本計画につきましてはIT総合戦略室から説明があったところですが、これに基づきまして、IT総合戦略室におきまして7月以降、行政手続等の棚卸しの作業が始まると聞いております。その中で会計法令に関係する手続も含めまして、国の行政手続全般について、各

省庁に対して調査を行い、実態を把握すると聞いておりますので、この結果も踏まえて、今回、入札・契約に関する検討も進めていく。それがより実効ある対応であろうと考えて、このような文章にさせていただきます。

2つ目の○ですけれども、独法の入札参加資格につきまして、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進める。この点は、変更はございません。

5ページ目、6ページ目は、今度は建設工事・測量等に関してですけれども、ここも前回からの変更はございません。

7ページ目、今後の進め方ということで、「取組は、以下のように進める」とありまして、これは前回の資料と基本的に趣旨は同じなのですけれども、表現を分かりやすく変えてございます。最初、29年10月末までということで、4ページ目、それから6ページ目の【対応】というところについて、関係省庁は見直し・検討を行うということがございます。先ほどお話ししましたような、総務省や国土交通省など、関係省庁が見直し・検討を行うということでございます。

2つ目が、11月から12月末までということで、行政手続部会は、見直し・検討の結果について、必要に応じて関係省庁からヒアリングを行うというようにしております。

3つ目、4つ目、30年1月から3月末までということで、行政手続部会は、必要な改善を求める。また、行政手続部会の見解を踏まえ、関係省庁は必要な見直しを行うとありまして、来年1月以降ですけれども、行政手続部会が必要な改善を求めることを内容とする見解をお示しすることを想定しております。

資料1-1については以上です。

続きまして、資料2についても続けて説明させていただければと思います。資料1-1の取りまとめにつきまして先ほど説明しましたけれども、手続の所管についての整理や事業者に対するヒアリング、アンケート調査で把握した課題については説明を多く行っていますので、各省庁の担当者に分かりやすいように、コスト削減に向けて対応の必要がある事項ということを集約する形で再整理をしたものです。

取りまとめと対応の必要がある事項の、2段階の構成になっていますけれども、これは以前、統計調査以外の調査についても取りまとめを行いましたけれども、これに倣う形にしております。

1番目のところ、行政手続コストの削減に向けて対応の必要がある事項ということで、(1) 関係省庁における検討。①物品・役務、②建設工事・測量等とありますけれども、これは資料1-1の取りまとめのところ、ちょうど【対応】という四角がありましたけれども、そこと同じ文章を再掲しています。

それから2番目の、行政手続部会におけるフォローアップということで、(1) 省庁ヒアリング。11月から12月末までということで、総務省から、また国土交通省から、必要に応じて部会においてヒアリングを行う。

2つ目の○ですけれども、これも必要に応じて部会によりヒアリングを行うということ

で、物品・役務につきましては入札参加資格の国との統一運用を行わない独法がある場合にはその理由。建設工事・測量等については、これらの調達を行うが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に参加しない省庁及び独法がある場合はその理由ということを書いてございます。

これも資料1-1の取りまとめと同じ趣旨でございます。

(2) 行政手続部会の見解を踏まえた見直しということで、これも先ほどの資料1-1で御説明したのと同じ文章を書いてございます。

今回、部会でこの資料1-1と資料2を御説明しまして、部会の委員からの異議はないということでお認めいただきましたので、それぞれ(案)をとった形で各省庁に速やかに流すということが本日の部会で決まったところでございます。

以上でございます。

○司会 それでは、御質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は挙手の上、御所属とお名前をお話しの上、御質問ください。

では、お願いします。

○石崎参事官 つけ加えますと、一応、本日で第1期目の行政手続部会は終了ということでありまして、2期目につきましては今月末までに各府省から重点分野ごとの基本計画の提出があるということになっておりますので、事務局で整理して分析した上で、またしかるべきときから再開したいと考えております。

以上です。

○司会 御質問はよろしいですか。

それでは、行政手続部会の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。